

平成29年11月22日

平成29年度 公金の債権回収業務に関する法務研修（金沢開催）

公金の債権回収に関する法令と実務

東京弁護士会所属 弁護士 澤 村 暁

目次

1 債権管理の意義	2
2 債権の意義	3
3 日常の管理	7
4 自治法・自治令による債権管理	9
(1) 地方公共団体の長がなすべき措置	9
1) 督促	9
2) 強制執行等	12
3) 履行期限の繰上げ～当然失期なのか請求失期なのか～	13
4) 債権の申出	14
5) 債権の保全	14
(2) 地方公共団体の長がなすことのできる措置	15
1) 徴収停止	15
2) 履行延期の特約等	15
3) 免除	16
5 所在調査と財産調査	17
(1) 所在調査	17
(2) 財産調査	17
(3) 情報共有化についての制約	18
(4) 対応策	21
6 債権管理における問題点	21
7 対応策	22

1 債権管理の意義

(1) はじめに

一般に、債権管理とは、『債権について、債権者として行うべき保全、取立て、内容の変更及び消滅に関する事務をいう』とされている。地方自治法に債権管理の定義は存在しないものの、国の債権の管理等に関する法律2条2項【p 3 2】には債権管理の定義について上記のような規定をしている。

ただし、対象となる債権の発生の時点から理解しておかなければ、その後発生した債権を適切に管理することが出来ないので、今回の研修においては、債権発生に関する事項も取り扱う。

(2) 法令遵守

債権管理の前提として、法令を遵守する必要がある（地方自治法2条16項、17項【p 2 3】）。

法令を遵守するためには、守るべき法令を理解する必要がある。

債権管理においては、民法、商法等の民事実体法、民事訴訟法、民事保全法、民事執行法等の民事手続法、更には各種行政法規、条例等といった多岐にわたる法令についての理解が必要になる。

仮に、法令に違反した債権管理を行えば、責任を問われることにもなりかねないため、注意が必要である（地方自治法242条1項【p 2 8】（住民監査）、242条の2第1項【p 2 8】（住民訴訟）、地方公務員法32条【p 4 5】（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務）、29条【p 4 5】（懲戒）等）。

(3) 公正かつ合理的・能率的な処理

法令を遵守すると同時に、公正かつ合理的・能率的な債権管理も必要となる（自治法2条14項、15項。【p 2 3】）。

地方自治法上の債権は金銭債権（地方自治法240条1項【p 2 8】）になるところ、債権は当然に各地方公共団体の財産（同237条【p 2 7】）ですので、債権管理の目的の一番は勿論債権の「回収」である。

一方で、例えば数千円の少額な債権のために、数万円以上の費用を費やして回収することは明らかに不合理である。また、将来的にも回収困難な債権を長期間管理し続けることも管理コストの面から望ましくない。

その場合は、当該債権を管理対象から外す、すなわち債権放棄等を行うことで、合理的・能率的な債権管理を実現することができる。

ただ、現状では回収困難な債権について、債権放棄等の適切な手続を採ることなく、単に「不納欠損」として会計上の処理だけを行い、事実上管理の対象から外しているケースが散見される。しかしながら、債権として存在しながら、会計上は存在していないものとして扱うことは、法律と会計の一致という大原則に反する。

したがって、管理対象から外す場合には、法律上、債権を消滅させた上で、不納欠損処理を行わなければならない。

簡単に述べると、『回収すべき債権は回収し、落とすべき債権は法律上適切に落とす。』という発想が重要になる。

2 債権の意義

(1) 自治法上の債権

金銭債権 自治法 240 条 1 項【p 28】

c f. 自治法 237 条【p 27】

1) 物権と債権

物権・・・物を直接・排他的に支配する権利

＝誰にでも言える

ex. 所有権、留置権

債権・・・特定の人に特定の行為（給付）を請求する権利

＝特定の人にしか言えない

ex. 借主に対する貸金返還請求権、明渡請求権

2) 自治法上の債権の分類

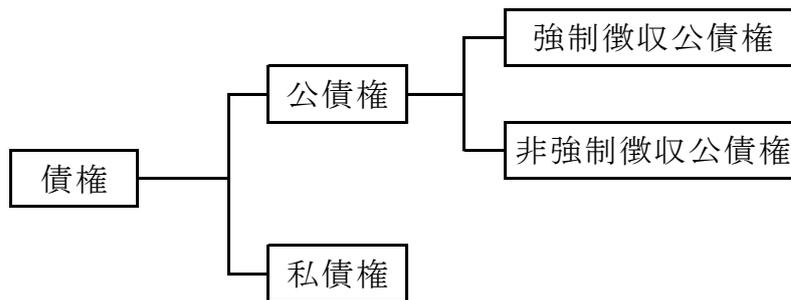
①強制徴収公債権

自治法 231 条の 3 第 3 項【p 26】 滞納処分による徴収

②非強制徴収公債権

自治法 231 条の 3 第 1 項【p 26】 滞納処分による徴収
不可

③私債権



(2) 債権の発生

1) 公債権と私債権の発生原因

公債権・・・公法上の原因に基づいて発生

法令又は法令に基づく行政処分により発生

私債権・・・私法上の原因に基づいて発生する債権

契約、不法行為、事務管理、不当利得

2) 私債権の発生

私債権は、契約等私法上の原因に基づいて発生する債権である。

例えば、自治体が生活困窮者等に対し、資金を貸し付けるのは、民法587条【p9】の金銭消費貸借契約である。

なお、多くの条例や規則には、「申請」や「決定」という文言が使用されており、行政処分ではないかと思うかもしれないが、実体は、単なるお金の貸し借りに過ぎないので、契約と考えられる。

金銭消費貸借契約は、返還合意と金銭の交付によって契約が成立するので（民法587条【p9】）、この時点で債権が発生する。

条例や規則等に基づいて発生するのではない。

従って、条例や規則等は、相手方に直接効力を及ぼすものではない。

条例や規則は、法定約款ないし附合約款としての効力を及ぼすにすぎない。従って、契約に際しては、相手方に対し、条例や規則の内容について十分な説明をしておく必要がある。また、借用証書等には、条例や規則を遵守する旨の文言を入れておく。

(3) 公債権と私債権の区分

1) 自治法の規定を手掛かりにして

ア. 地方税（自治法223条【p25】）

イ. 自治法231条の3第3項【p26】

（ア） 分担金（自治法224条【p25】）、加入金（自治法226条【p25】、238条の6【p27】）、過料（自治法14条3項【p23】、自治法228条2項、3項等【p25】）

（イ） 法律に滞納処分できる規定がある。

下水道使用料（自治法附則6条3号【p29】）、国民健康保険料（国民健康保険法79条の2【p47】）、介護保険料（介護保険法144条【p47】）、道路占用料（道路法73条3項【p47】）

（ウ） 使用料（自治法225条【p25】）、手数料（自治法227条【p25】）、その他は法律の規定がなければ非強制徴収公債権

2) 行政処分を手掛かりにして

ア. 契約(私債権)は申込と承諾により効力を生じる。これに対して、行政処分は一方的な意思表示により効力を生じる。・・・対等な関係か、行政庁に優越的な地位があるか。

イ. 基本的な法律関係は民事だが行政庁に特別な権限の付与をするときがある。

c f. 補助金は贈与契約であると考えられるが、国の補助金交付は「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」により行政処分となっている。

3) 判例を手掛かりにして

ア. 公営住宅

最判昭59. 12. 13【p72】

*賃料債権自体の性質には直接触れてはいない。

*公債権でも、私債権でも時効期間は5年。但し、管理は異なる。

イ．水道料金

最決平15．10．10【p74】

ウ．公立病院の診察料

最判平17．11．21【p76】

4) 結論

公債権と私債権の区分が問題になるのは、主として行政庁の非権力的な作用、いわゆる供給行政の分野となる。

この分野において、行政目的を具現化させるのに契約(申込と承諾)によって生じさせることも可能であるし、行政処分(申請と許可)によって生じさせることも可能である。即ち、いずれの手法をとるかは立法政策の問題となる。

一定の行政目的を達成するために、行政庁が、私的自治に委ねるのではなく、公法的規制を加えることが得策であると判断したときに行政処分として構成されることになる。

よって、当該債権が私債権であるか、公債権であるかは、根拠法令の目的、要件、手続き、効果などを個別具体的に検討して判断するほかに、概ね行政庁に特別の権限が付与されている場合は公債権ということになる。

5) 公債権と私債権の違い

- ① 財産調査権の有無
- ② 自力執行権の有無
- ③ 地方税法20条4項【p42】(書類の送達)の適用の有無
- ④ 時効消滅の期間と効果
- ⑤ 延滞金・遅延損害金の発生
- ⑥ 破産免責されるか否か
- ⑦ 不服申立制度の有無(教示文言を入れるか否か)

	強制徴収公債権	非強制徴収公債権	私債権
発生原因	公法上の原因（法令、処分等）		私法上の原因（契約等）
自力執行力	あり	なし	
書類の送達	地方税法20条4項の適用あり		地方税法20条4項の適用なし
時効期間	原則5年（地方自治法236条1項）		原則10年（民法167条1項）
時効の援用	不要（地方自治法236条2項）		必要
延滞金	条例の定めによる（地方自治法231条の3第2項）		原則年5%（民法415条、419条、404条）
破産免責	免責されない（破産法253条1項1号）	原則免責される（破産法253条1項）。 ただし、破産者が知りながら債権者名簿に記載しなかった場合は免責されない（破産法253条1項6号）。	
不服申立制度の教示	必要		不要

3 日常の管理

(1) 台帳の管理

c f . 国の債権の管理等に関する法律11条【p33】、同施行令10条【p35】

地法自治法及び同施行令には規定がない。但し、台帳の管理については、各自治体の債権管理条例や会計事務規則等に規定している場合がある。

(2) ファイルの管理

ファイル管理の目的

* 業務監査の資料

* 開示請求の対象

* 訴訟になったときの証拠

債務者毎にまとめる管理が望ましい。

保存期間は適切か？

完済される前に廃棄してはいけない。

債権が時効消滅するまで廃棄してはいけない。

(3) 収納管理

1) 歳入の調定及び納入の通知

ア 法令の確認

自治法231条【p26】、自治令154条【p30】

(ア) 私債権、公債権ともに適用がある。

(イ) 但し、地方税については地税法13条【p38】（納付又は納入の告知）が優先的に適用になる。

イ 調定

(ア) 自治令154条1項【p30】

(イ) 既に発生している債権についての内部的確認行為

ウ 納入の通知

(ア) 自治令154条2項、3項【p30】

(イ) 一般の歳入については、単に既に発生している債権についての履行請求行為にとどまるものであるが、地方税の納税通知など具体的な債権額が確定していない債権については、これにより金銭納入義務を命ずる行政処分としての意味をもつものがある。

(ウ) 時効中断の効力がある（自治法236条4項【p27】）。但し、納期前に行う納入の通知には、その効力はない（時効は権利を行使できるときから進行する←民法166条1項【p4】）。

2) 入金処理

ア 弁済充当に関する民法の規定

民488条～491条【p9】

イ 充当の方法

① 契約自由の原則に基づく「合意充当」

② 当事者の一方の指定による「指定充当」（民法488条【p9】）

③ 法定充当（民法489条【p9】）

充当は「①合意充当→②指定充当→③法定充当」の順番で検討する。

※「合意充当」の合意

→ 事前（弁済前）の合意でも事後（弁済後）の合意でも構わない。
必ずしも書面による必要はない。
黙示の合意でも構わない。

※「指定充当」の指定の時期

→ 「受領の時」に指定する。「受領の時」とは、「受領と同時に」ではなく、「受領後遅滞なく」との意味にと解される。

ウ 完納した場合の処理

・民487条【p8】

4 自治法・自治令による債権管理

すべき措置なのか、できる措置なのか

(1) 地方公共団体の長がなすべき措置

1) 督促

ア 法令の確認

(ア) 自治法231条の3第1項【p39】

公債権のみに適用がある。

地方税法については、地方税の督促の規定(66条等【p52】)が適用になる。

(イ) 自治法240条2項【p41】，自治令171条【p43】

私債権のみに適用がある。

イ 督促する時期，督促の方法

(ア) 公債権

① 自治法231条の3第1項【p39】に定めはない。

② 地方税については、納期限後20日以内に督促状を発することが必要(地税法66条等【p52】)。

(イ) 私債権

自治令171条【p43】に定めはない。

* 各自治体の債権管理条例や財務規則等に規定されている場合がある。

* 電話による督促は要注意！

* 条例に特段方法の規定がない場合でも、到達年月日が分かる書面による督促が望ましい(私債権の場合、督促の効力は債務者に到達しなければ発生せず、かつ、到達したことの立証責任は自治体側が負っている。公債権については自治法231条の3の4項【p39】により地税法20条4項【p52】の規定が適用され、通常到達すべきときに送達があったものと推定される。

*最新の住所を把握する必要がある。

*督促後は管理台帳への記載を行う。できれば督促状の写しも取っておくのが望ましい。

ウ 指定すべき期限

(ア) 公債権

- ① 自治法 231 条の 3 第 1 項【p 39】に定めはない。
- ② 地方税法の督促の規定にも定めはない。

(イ) 私債権

- ・自治令 171 条【p 43】に定めはない。

エ 督促の効力

(ア) 滞納処分的前提

強制徴収公債権については、督促が滞納処分的前提となる（自治法 231 条の 3 第 3 項【p 39】）。適法な督促なしに滞納処分に入れない。

(イ) 手数料、延滞金の徴収

公債権については、条例で定めるところにより手数料、延滞金を徴収できる（自治法 231 条の 3 第 2 項【p 39】）。

*延滞金と利息

*債権管理条例 8 条【p 75】

(ウ) 時効中断

公債権、私債権を問わず、自治体が有する債権については、督促に絶対的な時効中断の効力がある（自治法 236 条 4 項【p 40】）。

但し、最初の督促のみ。

オ 再督促（催告）

(ア) 自治法に規定無し

(イ) 弁済を促すという事実上の効果を期待して行うもの。

(ウ) 2 回目以降の督促に民法 153 条【p 3】の催告の効力はあるとするのが判例（最判昭 43. 6. 27【p 87】）。

(エ) 単に同じ文面の催告を繰り返すのではなく次第に強い口調のものにしてゆく→単なる催告から最後通牒へ

カ 督促に反応があった場合

返済の意思がある場合は、納付交渉を行う。

(ア) 納付交渉の重要性

履行を求め、あるいは、不履行の原因、納付意思の有無、収入状況、負債状況、財産状況、生活状況を知る機会となり、債権管理を進めていく上で極めて重要である。

(イ) 納付交渉の基本

期限内履行の厳守

法的措置を念頭においた対応

債務者側の状況の把握

できることとできないことの峻別

(ウ) 納付交渉の進め方

面談が基本であり、電話はあくまでも補助的手段である。

節度ある対応、相手方の人格の尊重し、自尊心を傷つけないよう配慮する。

個人情報保護に十分に配慮する。

面談の内容は書面に残す。

事前に面談カードを記入してもらうと面談時間の短縮になる。

※ 納付交渉に当たって債務者に持参してもらうもの（参考例）

① 身分証（本人確認のため）

② 印鑑（分納申請書に押印してもらうため）

③ 聴取内容に対する裏付け資料

A 収入：給与明細、源泉徴収票、課税証明書、年金証書、生活保護受給証明書等

B 支出：水道光熱費等の明細、通信費の明細、医療費等の領収書等

C 資産：預金通帳、登記簿謄本、固定資産税評価証明書、保険証券、車検証等

D 負債：自動契約機等の利用明細、請求書、償還表等

※ 債務者に上記資料を持参してもらって、相談するのが望ましい。しかし、債務者と面談することが何よりも重要であるから資料の徴求は、債務者に過度の負担にならないようにする。

(エ) 弁済合意の可能性があるときの対応

分納の場合は履行延期の特約等の適用要件を説明する。

裏付資料の提出を求める。

不履行の場合に備え、税情報等の入手につき同意を取得

c f . 地方税法 22 条【p 52】

税務課・収納課が応じるとは限らない点に留意。

(オ) 徴収困難であると判断されるときへの対応

後述する徴収停止、債権放棄、免除の適用を検討する。

裏付資料の提出を求める。

生活の再建のためのアドバイスをし(破産申立、生活保護の申請等)、
弁護士会や法テラスでの法律相談を勧める。

キ 上記以外に督促に反応がない場合や反応があっても支払の意思がないような場合には、後述する法的措置を念頭においた対応をする。

2) 強制執行等

ア 法令の確認

自治法 240 条 2 項【p 28】、自治令 171 条の 2【p 30】

(ア) 非強制徴収公債権と私債権のみに適用がある。

(イ) 強制徴収公債権は、地方税の滞納処分の例による(自治法 231 条の 3 第 3 項【p 26】)。

イ 「相当の期間」とは

債権の性質、取引の実態、時効期間の長短等を考慮して決すべきであるが、その認定が遅れて債権の完全な実現を阻害することのないよう配慮すべきである。一般的にはおおむね 1 年を限度とすべきである(以上、松本英昭著「逐条地方自治法第 4 次改訂版」920 頁)。

ウ 法的手続きを採らなかったとき

職務懈怠→損害賠償を受けることもあり得る(自治法 242 条の 2 の 1 項 4 号の「怠る事実」に該当する可能性がある。)

c f . 最判平 16 . 4 . 23【p 75】、最判平 21 . 4 . 28【p 78】

c f. 怠る事実の違法確認

津地判平17. 2. 24【p75】（固定資産税の延滞金徴収に係る案件につき認容）

名古屋高判平18. 1. 19【p76】（不動産取得税の延滞金徴収に係る案件につき認容）

エ 法的手続を採らなくてもよい場合とは

(ア) 徴収停止の措置をとる場合

(イ) 履行期限を延長する場合

(ウ) その他特別の事情がある場合

オ 法的手続の選択

(ア) 訴訟提起、支払督促、調停、即決和解、強制執行等
専決の金額と訴訟物の価額を確認すること

(イ) 債務名義とは？

強制執行に必要

(ウ) 強制執行はお金がかかるだけで費用倒れなのか？

カ 保証人に対する督促

(ア) 自治令171条の2第1号【p30】

(イ) 督促の時期 「相当の期間」とは

(ウ) 保証人への請求時期と権利の濫用

c f. 民法447条【p7】

c f. 広島地判福山支部平20. 2. 21【p78】

c f. 平24. 7. 18東京地裁判決【p80】

3) 履行期限の繰上げ～当然失期なのか請求失期なのか～

ア 法令の確認

自治法240条2項【p28】、自治令171条の3【p30】

(ア) 公債権、私債権ともに適用がある。

(イ) 但し、地方税、過料等には適用がない（自治法240条4項【p28】）。また、自治法231条の3第1項【p26】により督促をした強制徴収公債権は同条3項により滞納処分の例により処分することになるので、適用がない。地方税の場合は地税法13条の2による。

c f. 地税法331条1項2号【p44】・・・督促を要せず滞納

処分可

イ 繰上事由

(ア) 法令・・・民137条【p2】、民930条【p11】等

c f. 地税法13条の2【p38】

(イ) 契約・・・期限の利益の喪失約款

ウ 法的効果

(ア) 期限の利益を喪失させる。→弁済期到来

(イ) 期限未到来部分について督促の効果発生

エ 通知の方法

(ア) 自治令171条の3【p31】に定めはない。

c f. 地方税法施行令6条の2の3【p44】

(イ) 私債権については、到達しないと効力を生じないので（民97条1項【p2】）、原則として内容証明郵便によるのが相当。

→ 支払いがなければ訴訟提起する旨の最後通牒の役割としての効果もある。

オ 繰上通知を要しない場合

(ア) 自治令171条の6の第1項各号【p31】の一に該当するとき

(イ) その他特に支障があると認めるとき

4) 債権の申出

ア 法令の確認

自治法240条2項【p28】、自治令171条の4第1項【p31】

(ア) 公債権、私債権ともに適用がある。

(イ) 但し、地方税、過料等には適用がない（自治法240条4項【p28】）。また、自治法231条の3第1項【p26】により督促をした強制徴収公債権は同条3項により滞納処分の例により処分することになるので、適用がない。

5) 債権の保全

ア 法令の確認

自治法240条2項【p28】、自治令171の4第2項【p31】

(ア) 公債権、私債権ともに適用がある。

(イ) 但し、地方税、過料等には適用がない（自治法 240 条 4 項【p 28】）。また、自治法 231 条の 3 第 1 項【p 26】により督促をした強制徴収公債権は同条 3 項により滞納処分の例により処分することになるので、適用がない。

c f. 地税法 16 条 1 項 6 号、同条 3 項【p 41】

イ 保全の方法

(ア) 担保提供

(イ) 仮差押え、仮処分

(ウ) その他の保全措置・・・債権者代位権（民 423 条【p 6】）、債権者取消権（民 424 条【p 6】）、時効中断（民 147 条【p 2】）等

(2) 地方公共団体の長がなすことのできる措置

1) 徴収停止

ア 法令の確認

自治法 240 条 3 項【p 28】、自治令 171 条の 5【p 31】
非強制徴収公債権、私債権のみに適用がある。

イ 適用要件

・自治令 171 条の 5 の要件を確認

ウ 法的効果

(ア) 内部的手続きであり、債務者との法律関係に影響はない。

→時効は進行する。

(イ) 徴収を停止した後の措置について自治法に規定はない。

c f. 地税法 15 条の 7 第 4 項【p 41】 3 年継続で債権消滅

2) 履行延期の特約等

ア 法令の確認

自治法 240 条 3 項【p 28】、自治令 171 条の 6【p 31】

非強制徴収公債権、私債権のみに適用があります。

イ 適用要件

主に使うのは2号。1号を使うときもある。

そろえるべき資料は？

ウ 延長する期間

特に定めなし 5年以内が相当 但し、奨学金等の特殊な例

c f. 国の債権の管理等に関する法律25条【p34】

エ 法的効果

期限の利益を付与→遅滞は解消

オ 納付誓約書との関係

実務慣行は違法な取扱い？

カ 民法上の和解との関係

和解であれば、議会の議決が必要（自治法96条1項12号【p23】）

キ 個別法に規定のある支払猶予との関係

～適用要件が制限されるのか～

ク 特約等に条件を付することの可否

利息は課すべき。できれば担保提供させたいが・・・。

c f. 国の債権の管理等に関する法律26条、27条【p34】

ケ 債務名義の取得

公正証書に限られる。

*合意書で協力義務を入れる。

コ 公営住宅の場合

*明渡条項に注意

*即決和解は和解

3) 免除

ア 法令の確認

自治法240条3項【p28】、自治令171条の7【p32】

私債権及び非強制徴収公債権のみ適用

イ 適用要件

(ア) 自治法96条1項10号【p23】 債権放棄と債権免除は同義

(イ) 使いづらい規定。→条例で別に定める必要性がある。

5 所在調査と財産調査

(1) 所在調査

- ・住民票と戸籍の調査
- ・現地調査
- ・相続人調査

(2) 財産調査

1) 財産調査の目的

- ・債務者の収入状況、資産状況を把握することにより、回収するのか、落とすのか、今後採るべき措置を決める。

2) 地方税の徴税吏員の滞納処分に関する調査権限

ア 質問検査権

- ・地方税法68条6項【p43】（法人の道府県民税等）、同331条6項【p44】（市町村民税）→国徴法141条【p35】
- ・滞納者のみならず、滞納者と取引関係のある第三者等に対してもに調査可能
- ・この権限を使って、例えば、金融機関に滞納者との取引の有無や取引経過に関する情報を入手することができる。
- ・質問検査に応じない者、虚偽の陳述をなし、あるいは虚偽の書類を提出したりした者については罰則の適用がある（地方税法70条1項（法人の道府県民税）、同333条1項（市町村民税）等）。

イ 官公庁等に対する調査

- ・同68条6項【p43】（法人の道府県民税等）、同331条6項【p44】（市町村民税）→国徴法146条の2【p37】
- ・この権限を使って、例えば、税務署に対して法人税、所得税申告書等及び納税状況等を照会できる。

ウ 搜索

- ・地方税法68条6項【p43】（法人の道府県民税等）、同331条6項【p44】（市町村民税）→国徴法142条【p37】
- ・この権限を使って、滞納者宅に立ち入り、現金や高価品、帳簿等を探し出す。

3) 地方税以外の強制徴収公債権についての適用

- ・地方税の滞納処分の例による(自治法231条の3第3項【p26】)。
- ・地税法は税目毎に滞納処分について規定しているが、それらの規定は、当該規定に定めのないものについては、「国徴法に規定する滞納処分の例による。」としており、国徴法の滞納処分の規定が包括的に適用になる。
- ・それ故、当該強制徴収公債権については、その債権の性質に反しない限り、国税の滞納処分について適用される法規を一般的に準用することになる。
- ・この法規の主なものは国徴法第5章の滞納処分の規定であるところ、財産調査については、同法同章第2款(141条ないし147条)に規定があり、強制徴収公債権については上記規定が適用になる。

4) 非強制徴収公債権・私債権の場合

- ・調査権なし→では、どうしたらよいか→後記(3)、4)

(3) 情報共有化についての制約

1) 個人情報保護法

- ・第三者提供の原則禁止(個人情報保護法23条【p46】)
- ・金融機関等からの情報を入手できない。

2) 個人情報保護条例

ア 情報の取得制限

- ・金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例23条1項【p62】
実施機関は、個人情報を収集するときは、適法かつ適正な方法により収集しなければならない。
- ・同条例23条2項【p62】
実施機関は、個人情報を収集するときは、収集目的その他実施機関が定める事項を明らかにして、本人から直接収集しなければならない。

イ 目的外利用

- ・同条例24条【p63】
実施機関は、保有個人情報の目的外利用等(個人情報の収集等の目的の範囲を超えて実施機関内部において利用し、又は当該実施機関以外の者に提供することをいう。)をしてはならない。
それ故、原則として、業務が異なれば、同じ課の業務でも情報を

共有できない。

3) 税務情報に係る守秘義務

ア 法令の確認

- ・ 地方税法 22 条【p 42】
- ・ 平成 25 年改正 守秘義務の範囲の拡大、厳罰化

イ 趣旨

- ・ 地方税法 33 1 条 6 項【p 44】等、国税徴収法 14 1 条【p 35】により、自力執行力のある債権の徴収職員に徴税職員に強力な調査権限が付与されている。
- ・ そして、地方税法 22 条【p 42】は、同法が上述のとおり徴税職員に対して強力な調査権限を与えていることと引き換えに、徴税職員に対して、通常の地方公務員と比して、広範で、かつ重い守秘義務を課しており、「漏洩」のみならず、「窃用」も禁じている。

* 専らプライバシー保護か、申告納税制度の下での税務行政の適正な執行を確保するという公益保護をも目的として含んでいるのか。

c f. 東京高裁平成 7 年 7 月 19 日判決【p 72】 最高裁平成 9 年 4 月 25 日判決はこれを支持・・・含む。

c f. 大阪高裁平成 10 年 1 月 29 日判決【p 73】 最高裁平成 14 年 9 月 26 日判決はこれを支持・・・含む。

c f. 大阪地裁平成 13 年 3 月 8 日判決【p 73】・・・含まない。

ウ 「漏洩」の意義

- ・ 「漏洩」とは、私人の秘密を本人の意思に反して第三者に知らせることをいう。
- ・ 「租税行政組織内部において、当該事案に関する租税の確定・徴収のために必要な範囲内で、上司及び当該事案の調査に従事する他の職員に知らせること」は「漏洩」の唯一の例外である（弘文堂／金子宏「租税法」第 16 版 698 頁）。
- ・ 上記文献では「（租税行政組織内部であっても）上司及び当該事案の調査に従事する」他の職員に限り、「漏洩」の例外にあたるとされている。したがって、「徴税吏員と徴収吏員の併任」をすることで、「漏洩」という構成要件該当性を回避できるとは断言できない。

エ 「窃用」の意義

- ・ 秘密に該当する私人の情報を本人の意思に反して利用することをいう。税の徴収のために収集した情報を私債権等の徴収の目的に使用するのは「窃用」あたると考えられる。

オ 秘密の意義

- ・実質秘であることが必要（最高裁昭和52年12月19日判決）
→当該秘密が一般に知られておらず、かつ、本人が他人に知られないことについて客観的に相当の利益を有するものであることが必要である。

カ 守秘義務の解除

i) 強制徴収公債権の徴収職員相互間

- ・強制徴収公債権の徴収職員は地方税の徴収吏員と同様の権限と守秘義務を負っている。

c f. 平成19年3月27日総税企第55号「地方税の徴収対策の一層の推進に係る留意事項等について」

→ この通知では、国税徴収法や地方税法の例による自力執行権が付されている債権については、地方税法22条に定める守秘義務に関し、滞納者の財産情報を利用することは差しつかえない、とされている。

ii) 法令によって、その開示が要求され、あるいは、閲覧が認められている場合

- ・恩給法58条の4【p53】、生活保護法29条【p53】、公営住宅法23条の2（現行法34条【p54】）

c f. 大阪地裁昭和43年12月25日判決（公営住宅法23条の2に基づく市町村民税課税台帳の閲覧は可）、大阪高判昭45. 1. 29（上記大阪地裁判決の控訴審）

iii) 照会に応じないことについて罰則等が課され、これによって守秘義務を解除したと認められる場合

- ・刑事訴訟法144条により公務員の職務上の秘密に関する証言拒否権が原則として認められない場合等

* 刑事訴訟法144条は、「公務員又は公務員であつた者が知り得た事実について、本人又は当該公務所から職務上の秘密に関するものであることを申し立てたときは、当該監督官庁の承諾がなければ証人としてこれを尋問することはできない。但し、当該監督官庁は、国の重大な利益を害する場合を除いては、承諾を拒むことができない。」と規定している。

iv) 本人同意があればよいのか。

- ・趣旨をどう解するのか。

c f. 総務省平成23年3月3日「生活困窮者対策等における税務

情報の活用について」

- c f. 前掲東京高裁平成7年7月19日判決・・・本人が同意していても課税庁が守秘義務を理由に調査担当者の証言を許可しなかったことは違法であるということとはできない。

キ 違法性が阻却される場合

- ・東京高裁平成9年6月18日判決【p72】
- ・東京地裁平成14年9月27日判決【p74】

(4) 対応策

- ・情報を共有化できないか。
- ・非強制徴収公債権、私債権については、本人から情報を取るのが原則である。
 - 督促・催告に反応があったとき 本人から同意書を取る。
 - 督促・催告に反応がないとき→何とかして接触を図る。
 - i) アンケート方式による通知
 - ii) 弁護士を活用
 - iii) 訴訟提起
 - iv) 強制執行の実施
- ・弁護士法23条の2【p54】を活用するのはどうか。
(不開示に対して損害賠償請求できるか?)
 - 肯定・・・東京地判平22.9.16【p79】、名古屋地判平25.2.8【p80】
 - 否定・・・東京高判平25.4.11【p81】、名古屋高判平25.7.19【p81】

6. 債権管理における問題点

(1) 法令が遵守されていない

そもそも自治法、自治令の規定を読んだことがない人が多い
前任者のやってきたことを踏襲しているだけの例が散見される
自分のやっていることの根拠を把握する必要性

(2) 訴訟等の法的手続を行なわない

督促、催告を繰り返しているだけ → 滞納額の増大
機を逸しては債権回収はできない → 債権は生もの～

時効消滅は最大の恥 ～言い訳ができない～
住民監査、住民訴訟の対象となる。

7. 対応策

(1) 債権管理条例の制定

わかりやすくシンプルなものを作る。

使い勝手のよいものを作る。→債権放棄の要件緩和

(2) マニュアルの策定

公債権、私債権の区分の明確化

各種債権の特殊性に応じた債権管理の事務要領を策定

(3) 台帳管理・ファイル管理の見直し

各種債権毎に行う。

～借用書を廃棄？～

(4) 専門部署の創設

債権管理の専門性は高い。→ノウハウを蓄積する必要性が大きい。

(5) 強制徴収体制の確立

法的手続の履践

弁護士・弁護士会との連携

以上